

名古屋外国語大学大学院ティーチング・アシスタント実施要項

第1 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生について、名古屋外国語大学（以下「本学」という。）における教育の充実を図るとともに教育指導のトレーニングの機会を提供するための教育補助業務に関する必要な事項は、この要項の定めるところによる。

第2 第1に定める教育補助業務に従事する本大学院の学生は、ティーチング・アシスタント（以下「T.A.」という。）とする。

第3 T.A. は主として本大学院担当教員指導の下で本学学生の教育補助業務に当たる。

第4 T.A. となる学生は、優秀な本大学院学生及び大学院研究生とする。

2 外国人留学生の場合は、資格外活動許可書またはそれに相当するものの提示を必要とする。

第5 研究科長は、T.A. の業務について、T.A. の授業及び研究等を考慮し、1カ月ごとに業務日程を指示するものとする。

2 T.A. が担当する1カ月のコマ数は、週6コマ以内とする。ただし、博士後期課程のT.A. は、週8コマ以内とすることができる。

第6 T.A. の教育的補助業務の手当は、1コマ（90分授業）当たり次に掲げる額とする。

| 博士前期課程 | 博士後期課程 |
|--------|--------|
| 1,800円 | 2,000円 |

第7 T.A. の実施した教育的補助の手当は、別紙様式1の業務実績報告書により実施した月の翌月支払うものとする。

附 則 この要項は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 この改正は、平成10年12月14日から実施し、平成10年10月1日から適用する。

附 則 この改正は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。